

徳島家庭裁判所委員会（第20回）議事概要

1 開催日時

日時 平成29年6月29日（木）午後2時00分

2 開催場所

徳島家庭裁判所大会議室

3 出席者（各50音順）

青野透委員，川村美樹委員，齋藤郁雄委員，勝賀瀬和雄委員，田村眞委員（委員長），林容子委員，町田聡委員，松尾泰三委員，森實有紀委員

4 議事

- (1) 開会
- (2) 所長あいさつ
- (3) 委員紹介等
- (4) テーマ「少年審判について」の導入説明
手続説明
ロールプレイ 模擬少年審判
- (5) テーマ等についての意見交換
下記5のとおり
- (6) 次回開催期日，テーマ等
追って決定（平成30年6月頃を予定）
- (7) 所長あいさつ
- (8) 閉会

5 意見交換について（○：委員，□：説明者もしくは裁判官の職にある委員） 要旨

(1) テーマ「少年審判について」

○： 例えば，少年の家庭や友人関係等の環境要因が非行の背景にあり，それまで適切な指導や注意を受けずに非行が進んだ結果，少年事件に至った場合，これらの事情は審判で考慮されますか。

□： 少年を取り巻く環境に問題があったかということも調査の対象になりますが，少年に適切な指導がされていなかったという事情がある場合に，審判結果が軽くなるかということ，必ずしもそうではありません。ただし，今後，少年に適切な指導がされるかどうかは再非行の可能性を考える上での一つの事情にはなると思われます。

□： 少年の処遇は刑事の刑罰と違い，将来良き社会人の道に復帰してもらうための道筋を付けるというのが最も重要な目的です。これまで適切な指導を受けていないのならば，むしろ少年には厳しい規律の元での教育が必要かも知れないと考えることとなります。成人の場合は，適切な教育を受けてこなかったために本人の悪行に対する抵抗力が弱まっていたということが本人に

とって汲むべき事情になるかも知れませんが、少年の場合は、適切な教育を受けていないのであれば、本人をこのまま単純に社会に帰してしまっただけでは却ってまずいのではないかという考え方に結びつく可能性もあると思います。

- ： 少年事件の付添人弁護士の選任状況はどのようになっていますか。
- ： 必ず、付添人弁護士が選任されているとは限りませんが、少年鑑別所に身柄が拘束されたまま審判を受ける事件については全件で付添人弁護士が付くような運用になっています。
- ： 保護観察と試験観察の違いは何ですか。
- ： 試験観察は最終処分を保留したままの中間処分です。試験観察中の少年の様子を見た上で最終処分を判断することになります。保護観察は最終処分なので裁判所の手を離れて保護観察所に指導を委ねます。
- ： 試験観察に家庭裁判所調査官がどのようにかかわるのですか。
- ： ケースによって異なりますが、概ね1か月に1回、場合によっては2週間に1回程度、家庭裁判所に少年を呼び出し、家庭裁判所調査官が指導を行います。1回の指導は1時間程度で、その際、親子関係の改善に向けての働きかけも行います。また社会奉仕活動に取り組みせることもあります。
- ： 保護観察処遇の実情はどうなっていますか。
- ： 保護観察所の保護観察官は非常に少なく、処遇する少年を直接担当するのは難しいので、実際は、民間の有識者から選任された保護司に委ねることになります。保護司は、大体1か月に1回程度、自宅に少年に来てもらい、生活状況を説明させ、適切な指導を行っています。
- ： 保護観察所と家庭裁判所との連携の実情はどうなっていますか。
- ： 保護観察中の少年が再非行をした場合、保護観察状況の報告書が裁判所に提出されます。この報告書には、保護司との月1回程度の面接に来ていたかどうか、来た場合は保護司が少年にどのようなアドバイスをしたかという経過が記載されています。なお、少年の問題点については、保護観察所にも家庭裁判所調査官作成の調査報告書等を送付しますので、認識の共有ができています。
- ： 試験観察の期間はどのくらいになりますか。
- ： 大体3、4か月で、長くて6か月程です。
- ： ロールプレイの事例で、保護観察中に少年が再非行した一因として両親の少年に対する働きかけがよくなかったことが挙げられると思います。今回は、両親が自身の役割を自覚しているので、再度非行を起こすことはないと思います。処遇について、少年院送致という選択肢もあるようですが、現在、少年院の処遇の実情はどうなっていますか。
- ： 先日、香川県善通寺市にある四国少年院を見学しました。現在、少年院では、処遇する少年が減少していることもあり、従前以上に手厚い処遇がされ

ています。例えば、少年の抱える問題ごとに様々な働きかけや職業訓練を行っています。実際に見学してみて、少年院の教官が丁寧、熱心に教育をしている状況がよく分かりました。

- ： 少年院や鑑別所という言葉には、長い期間を経て手垢がつき、また負のイメージがついてしまっています。そのため、立ち直りを阻害するようなレッテル貼りに使われかねないと思います。今後、名称の変更を考える余地があるのではないのでしょうか。
- ： 私も、現在の少年院がかつての映画やテレビで描かれた悪いイメージのものとはかけ離れた実態であるならば、その実態に合った名称になっても良いのではと考えます。
- ： ロールプレイの事例で、審判期日における両親の真摯な態度をみると、このケースでは少年のことを任せられる家庭環境になるのではないかと感じました。
- ： ロールプレイの事例の結論について、弁護士立場から考えてみます。再非行という設定ですが、審判期日で、少年が両親から諦められていると感じていたと発言したのに対し、両親が本当に少年の更生を望んでいる真摯な姿勢を示しています。また、少年が犯罪の認識をどこまで持っているのか、悪友との関係をどう断ち切るのかという問題もありますが、今後、仕事に厳格な父親の元で働くというのであれば、悪友とも会える環境にはならないだろうと思います。期待をこめて保護観察と考えました。
- ： 検察官として結論を考えてみます。ロールプレイの事例では、前回、保護観察の処分をしたけれどもあまり効果がなかったということだけを考えると、少年院送致という意見もありうると思います。しかし、少年の年齢が16歳であること、非行が深まっているという事実もないこと、両親も審判手続の中で少年への認識が変わった部分があることからすると、両親の元で更生を図るという意味で保護観察が相当ではないかと考えました。

(2) テーマ「少年審判について」以外の意見交換

- ： 裁判所も新庁舎に移転して数か月経っていますが、庁舎設備について、利用者からこのように改善して欲しいという要望があったとか、利用者の声を踏まえて既に改善したとか、というところはありますか。
- ： 利用者からの要望を踏まえて既に改善をしたものとしては、東側通用口(国道11号線側)への案内表示板の設置があります。また、廊下から見ると階段やエレベーターの位置が分かりにくいという要望を踏まえ、各階廊下の階段やエレベーターに進む曲がり角に、廊下から見やすい形状のピクトサインの設置を計画しています。さらに、裁判所利用者の皆さまの御意見を参考に、よりよい裁判所の施設運営を目指すため、1階ロビーに御意見箱を設置する予定です。